

国家公務員法等の一部を改正する法律案 読替表

○ 改正後の検察庁法附則第二条に基づく検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十二条の読替え

（傍線部分は読替部分）

第二十二条 檢事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は、年齢が六十四年に達した時に退官する。	第二十二条 檢察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。
② (略)	② 次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。